

(目的)

第1条 この規程は、日本人材派遣協会九州地域協議会（以下「本会」という。）の規約第6条、同条第2項、第8条および同条第2項の規定に基づき、会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会申込)

第2条 会員として入会しようとする派遣元事業主（以下「入会申込者」という。）は、会長に対して「入会申込書」（様式第1号）を提出することとする。

2 入会申込者は、入会申込書とともに、次の書類を提出しなければならない。

- ①登記事項証明書（法人の場合、原本）
- ②厚生労働大臣の発行する一般労働者派遣事業許可証（写）又は、特定労働者派遣事業届出書（写）
- ③労働者派遣事業報告書（写）
- ④会社案内、各種営業パンフレット等

3 前項において定める書類の提出は、一般社団法人日本人材派遣協会（以下「協会」という。）の入会承認の証として、協会の会員番号が記載された入会申込書の写しを以って、省略することができる。

(入会の承認)

第3条 前条の入会申込者は、幹事会の承認を受けなければならない。

2 幹事会は入会の可否を審査し、入会を承認した場合、速やかに入会申込者に通知するものとする。

3 前2項の入会の審査および承認について、入会申込者が、協会会員であることが認められる場合には省略することができる。

(会費)

第4条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める規約第7条に基づき会費を支払わなければならない。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第5条 入会者については、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 会員は、入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合、幹事会が別に定める「変更届」（様式第2号）を提出しなければならない。

3 会員名簿に登載された会員については、本会が管理するホームページで公開する。

(退会手続)

第6条 規約第8条第1項の規定により退会する会員は、退会の30日前までに、理由を付した「退会届」(様式第3号)を会長に提出することによって任意にいつでも退会することができる。ただし、退会後であっても会費等の未納や滞納がある場合は、全ての精算を終了しなければならない。

(再入会)

第7条 規約第8条の規定により会員資格を喪失した者が、再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会手続きをすることとする。

2 規約第9条第3号・4号・5号の規定により資格喪失した者から、再入会の希望があった場合、幹事会において再入会の可否を厳格(特に、除名処分者)に審査のうえ決定し、入会申込者に通知する。なお、除名により会員資格を喪失した場合、資格喪失後5年間は、再入会を認めない。

3 退会の際未納の会費等があった場合には、当該未納分を支払わない限り再入会は認めない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、幹事会の決議を以って行う。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。